

○菊池市重度心身障がい者医療費助成に関する条例

平成 17 年 3 月 22 日
条例第 129 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、重度心身障がい者の福祉の増進を図るため、予算の範囲内で医療費の一部を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 重度心身障がい者

ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳(以下「身障手帳」という。)の交付を受けた者(以下「身障手帳所持者」という。)で、その障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号に定める身体障害者障害程度等級表(以下「身障等級表」という。)の 1 級又は 2 級に該当するもの

イ 熊本県療育手帳交付要項により療育手帳の交付を受けた者で、その知的障がいの程度が最重度(A1)又は重度(A2)に該当するもの

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和 50 年政令第 207 号)別表第 1 に該当するもの(以下「福祉手当受給相当者」という。)

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定により精神障害者保健福祉手帳(以下「障害者手帳」という。)の交付を受けた者(以下「障害者手帳所持者」という。)で、その障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第 6 条第 3 項に定める障害等級 1 級に該当するもの

(2) 受給資格者

前号に定める重度心身障がい者で、次のア、イ及びウのすべてに該当し、市長が医療費助成対象者として認定したもの。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

ア 満 1 歳以上の者で、かつ、菊池市内に住所を有するか又は国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 116 条の 2 の規定に該当するもの

イ 菊池市内に住所を有する者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 19 条第 3 項並びに同法附則第 4 条及び第 18 条の規定の例により菊池市以外の市町村が支給決定を行うべきものを除く。)又は菊池市外に住所を有するものであって、同法第 19 条第 3 項並びに同法附則第 4 条及び第 18 条の規定により菊池市が支給決定を行うべきもの

ウ 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者

(3) 医療保険各法

ア 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)

イ 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)

ウ 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)

エ 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)

オ 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)

カ 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)

キ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)

(4) 医療費

疾病又は負傷について、医療保険各法に規定する保険給付の対象となる費用。ただし、入院時食事療養費、入院時生活療養費、移送費、家族移送費及び傷病手当金を除く。

(5) 一部負担金

医療保険各法の規定により、保険給付を受ける者が負担すべき額。ただし、次の各号に係る自己負担額は、一部負担金とみなす。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2の規定による育成医療、更生医療及び精神通院医療

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第70条の規定による療養介護医療

ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の20の規定による障害児入所医療及び第21条の5の28の規定による肢体不自由児通所医療

(6) 自己負担額

当該助成事業において、受給資格者が負担すべき額

(助成対象経費)

第3条 市長が、この条例により助成することのできる経費(以下「助成対象経費」という。)は、前条に規定する一部負担金の額から次に掲げる額を控除した額とする。

(1) 自己負担額

ア 入院外の場合において、同一月の診療分又は施術分について、一医療機関等につき、1,020円

イ 入院の場合において、同一月の診療分について一医療機関等につき、2,040円

(2) 高額療養費等の額

医療保険各法の規定による高額療養費の額及び組合管掌健康保険等の規定による附加給付の額

2 助成対象経費には、生活保護法(昭和25年法律第144号)第15条の規定による医療扶助及び交通事故等による第三者からの賠償として支払われる医療費を含まない。

(受給資格者の認定)

第4条 重度心身障害者が受給資格者の認定を受けようとするときは、本人又はその保護者が、規則の定めるところにより受給資格者認定申請をしなければならない。

2 前項の申請があった場合、市長は、規則の定めるところにより内容を審査し、適当と認めるときは、当該重度心身障害者を受給資格者として認定し、受給資格者台帳に登録するものとする。

(受給資格者証の交付)

第5条 前条の規定により受給資格者として認定を受けた者について、規則の定めるところにより受給資格者証を交付するものとする。

(支給の制限)

第6条 この条例による医療費の助成の支給制限については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第20条から第23条までに定める障害児福祉手当の支給の制限に係る規定を準用する。ただし、所得確認の対象者は、受給資格者並びに受給資格者と生計を一にする父母(既婚者にあつては配偶者)及び子とする。

(助成金の申請)

第7条 医療費の助成申請は、規則に定める重度心身障害者医療費助成申請書により行わなければならない。

2 前項の申請は、原則として各診療月を単位として行うものとする。

3 第1項の申請は、受給資格者が医療の給付を受けた日の属する月の翌月から起算して1年を経過した月の翌月以降においてはすることができない。

(助成金支給の決定)

第8条 市長は、前条の申請書について内容を審査し、適当と認めた申請者に対しては、規則の定めるところにより速やかに助成金を支給するものとする。

(助成金給付の始期及び終期)

第9条 この条例による医療費の助成は、受給資格者が第4条第1項の規定による認定申請をした日の属する月の翌月の診療に係る医療費から始め、受給資格者としての要件が消滅した日又は本人が死亡した日の属する月で終わるものとする。

(届出の義務)

第10条 受給資格者は、規則に定める事項について異動があった場合は、その規定に基づいて速やかに受給資格者異動届を市長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の行為によって助成金の給付を受けた者がいるとき、又は一部負担金の変更その他の理由により過払いが生じたときは、当該給付を受けた者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(権利の譲渡の禁止)

第12条 この条例による助成金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。
(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の菊池市重度心身障害者医療費助成に関する条例(平成9年菊池市条例第15号)、七城町重度心身障害者医療費助成に関する条例(昭和58年七城町条例第2号)、旭志村重度心身障害者医療費助成に関する条例(平成9年旭志村条例第16号)又は泗水町重度心身障害者医療費助成に関する条例(平成9年泗水町条例第14号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年条例第51号)

この条例中第1条の規定は平成18年4月1日から、第2条の規定は平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第60号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の菊池市重度心身障害者医療費助成に関する条例の規定は、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成19年条例第23号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の菊池市重度心身障がい者医療費助成に関する条例は、平成20年4月1日(以下「適用日」という。)以後の診療又は施術に係る医療費について適用し、適用日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成25年条例第12号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○菊池市重度心身障がい者医療費助成に関する条例施行規則

平成 17 年 3 月 22 日
規則第 86 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、菊池市重度心身障がい者医療費助成に関する条例(平成 17 年菊池市条例第 129 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定申請)

第 2 条 条例第 4 条に規定する受給資格者認定申請は、重度心身障がい者医療費受給資格者認定申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類等を添えて市長に提出することによって行うものとする。

(1) 受給資格者の障がいの程度を明らかにすることができる次のいずれかの書類

ア 身障手帳(条例第 2 条に定める「身障手帳」をいう。)

イ 療育手帳(条例第 2 条に定める「療育手帳」をいう。)

ウ 障害者手帳(条例第 2 条に定める「障害者手帳」をいう。)

エ 障害児福祉手当、福祉手当又は特別障害者手当(以下「福祉手当等」という。)の認定通知書

オ 障害の程度を明らかにする診断書(障害児福祉手当(福祉手当)又は障害基礎年金の様式によること。)

(2) 医療保険の被保険者証

(3) 世帯全員の住民票の写し

(4) 受給資格者、その父母(既婚者にあつては配偶者)及び子の所得に関する証明書

(5) その他市長が必要と認める書類

(受給資格者証の交付及び受給資格者台帳への登録)

第 3 条 条例第 4 条第 2 項の規定により受給資格者として認定を受けた者に対しては、重度心身障がい者医療費受給資格者証(様式第 2 号。以下「受給資格者証」という。)を交付するとともに、重度心身障がい者医療費受給資格者台帳(様式第 3 号。以下「受給資格者台帳」という。)に所定の事項を登録するものとする。

(却下通知)

第 4 条 条例第 4 条第 2 項に定める審査の結果、認定が不相当とされた者については、重度心身障がい者医療費受給資格者認定申請却下通知書(様式第 4 号)により却下の通知をするものとする。

(所得状況の確認)

第 5 条 市長は、毎年 7 月 1 日から同月 20 日までの間に、条例第 6 条の規定に係る所得状況を確認し、受給資格者台帳にその結果を記載するものとする。

2 第 2 条の規定により認定申請時に行う所得確認又は前項の規定により定期に行う所得確認は、申請者又は受給資格者等から委任状(様式第 5 号)の提出があった場合には、当該者が提出する所得に関する証明書に替えて、市民環境部税務課の市民税課税台帳により行うことができるものとする。

3 第 2 条の規定により認定申請時に行う所得確認又は第 1 項の規定により定期に行う所得確認の結果、所得制限に該当すると認められた受給資格者に対しては、重度心身障がい者医療費助成停止通知書(様式第 6 号)を交付しなければならない。

(助成金の申請)

第 6 条 条例第 7 条に規定する助成申請は、重度心身障がい者医療費助成申請書(様式第 7 号)により行うものとする。

(助成金の支給)

第7条 条例第8条の規定に基づいて助成金の支給を行う場合において、受給資格者に係る条例第3条第1項に規定する一部負担金の額が医療保険各法の規定による高額療養費の支給に当たっての合算(以下「世帯合算」という。)の対象となるときは、受給資格者及びその属する世帯のその他の構成員(受給資格者との世帯合算の対象とならない者を除く。)について、国民健康保険法適用者にあつては、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書により、その他の医療保険適用者にあつては、各保険者の発行する高額療養費決定通知書等を医療費助成申請書に添付させることにより世帯合算の適用の有無を確認の上、支給すべき額を決定するものとする。

2 前項の決定を行う場合において、世帯合算の適用があるときの助成対象経費は、世帯合算適用後の一部負担金等の負担限度額(組合管掌健康保険等の規定による附加給付があるときは、当該附加給付額を控除した額)に、世帯合算適用前における受給資格者に係る一部負担金等の額の世帯合算の対象となった当該世帯の一部負担金等の額に対する割合を乗じて得た額とする。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、医療機関に支払われた受給資格者に係る一部負担金等の額を助成対象経費とみなして支給額を決定することができる。この場合において、当該支給決定額がこれらの規定により算定した額を超えるときは、当該超える額を返還させ、又は国民健康保険による高額療養費として支給すべき額から控除し、若しくは当該申請に係る月の翌月以降の分に係る支給額から控除するものとする。

4 前項の適用を受けようとする者は、高額療養費決定通知書等の交付があつたときは、速やかに市長に提出しなければならない。

5 助成金の支給の決定については、重度心身障がい者医療費助成決定通知書(様式第8号)により行うものとする。

(助成金給付の終期)

第8条 条例第9条に規定する受給資格者としての要件が消滅した日とは、次に掲げる日をいう。

(1) 条例第2条に規定する受給資格者に該当しなくなった日

(2) 条例第5条の規定により交付された受給資格者証に期間の定めがあつた場合で、その期限が終了した日

(届出の事項)

第9条 条例第10条に規定する届出をしなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 受給資格者又は保護者の氏名の変更又は本市内における住所の変更

(2) 受給資格者に係る医療保険の種別、内容その他の変更

(3) 前条に規定する受給資格者としての要件の消滅

2 前項の届出は、重度心身障がい者医療費受給資格者異動届出書(様式第9号)により行うものとする。

(受給資格の喪失)

第10条 前条第1項第3号の規定による届出により受給資格者としての要件が消滅したと認められた者又は市長が受給資格者としての要件に該当しなくなったと認めた者に対しては、重度心身障がい者医療費受給資格喪失通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(助成金の返還)

第11条 条例第11条に規定する助成金の返還通知は、重度心身障がい者医療費助成金返還通知書(様式第11号)により行うものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の菊池市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則(平成 9 年菊池市規則第 8 号)、七城町重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則(昭和 58 年七城町規則第 1 号)、旭志村重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則(平成 9 年旭志村規則第 6 号)又は泗水町重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則(平成 9 年泗水町規則第 14 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 23 年規則第 8 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年規則第 39 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年規則第 24 号)

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

(様式)